

-----

再開 午後 2時20分

○議長(才川昌一議員) 会議を再開いたします。

各議員による市政一般に対する質問並びに提出議案に対する質疑を継続いたします。

○議長(才川昌一議員) 17番、向川静孝議員。

[17番 向川静孝議員登壇]

○17番(向川静孝議員) 自民クラブの向川静孝でございます。

発言通告書に基づき、12月定例議会最終の質問をさせていただきます。

今回は、今、市民にとって一番関心が高い統合庁舎再編について、市民の代弁者として質問をさせていただきます。

ことし10月6日に、田中市長は突然、現段階では、福光庁舎を活用した統合がベストと考えている、また平成32年4月を目標に統合したいと、統合庁舎に対する考えを明らかにされました。

その後、開催されました市内8地区の地域審議会や市民との意見交換会において、主な論点として、コスト面、まちづくり面、そして防災面、統合時期、これらに対する市長の考えが示されてきたところでございます。この論点について確認をさせていただきます。

まず、初めの論点のコストの視点に立った統合庁舎再編について質問をいたします。

統合庁舎を1カ所にした場合の維持管理費は、既存の4庁舎より、年間当たり5,800万円から7,500万円程度経費が節減できると説明がされてまいりました。8庁舎があることによって国から交付されている税収について、今まで庁舎統合説明会で説明が余りされてまいりませんでしたので、確認をさせていただきます。

平成28年度実績に基づく普通交付税算定上、

一本算定で基準財政需要額に加算されている8庁舎別の算入額について、また、庁舎再編により福光1庁舎になった場合の基準財政需要額と8庁舎における加算額との差額は幾らなのか。まず、国の交付税の実態についてお伺いをいたします。

○議長(才川昌一議員) 答弁を求めます。

齊藤市長政策部長。

[齊藤宗人市長政策部長登壇]

○市長政策部長(齊藤宗人) 平成28年度普通交付税の算定上、一本算定で基準財政需要額に加算されている支所別、すなわち行政センターごとの算入額につきましては、合併前の旧町村における人口等を基礎とし、各種の補正計数を乗じて算定されることとなっておりますが、その額は、それぞれ城端で約2億4,000万円、平で1億6,000万円、上平で1億7,000万円、利賀で1億5,000万円、井波で2億4,000万円、井口で1億2,000万円、そして福光で2億9,000万円となっております。合計では13億6,603万円となっております。

なお、福野は、加算額はございません。

庁舎再編により福光1庁舎となった場合の加算額と現在8庁舎であることで算入されている加算額との差額につきましては、普通交付税に関する省令第11条の2第10項の規定により、実際の支所のあるなし、庁舎の数にかかわらず、一本算定において基準財政需要額に支所経費が措置されることとなっております。福光1庁舎となった場合も8庁舎の場合も同じ計算方法がとられることから、議員ご指摘の差額は発生しないこととなっております。

○議長(才川昌一議員) 向川議員。

○17番(向川静孝議員) 今ほどの説明では、変わらないんだというふうな説明があったとこ

ろでございます。実際に本当にそうなのかなという疑問を今思っておりますけれども、次の質問に入りながら、また確認をさせていただきたいというふうに思います。

ことしの6月の定例議会の山本議員の質問によりますと、庁舎に対する平成28年度の普通交付税の算定上、一本算定で基準財政需要額に加算された額についてただされた内容になっております。

それによりますと、職員人件費及び支所の維持管理相当分として9億6,761万円、旧市町村単位における地域振興関係費相当分として3億9,842万円、合計13億6,603万円ということで、今お示しがあつた数字だというふうに思っております。

今まで8庁舎で業務を行っていることによりまして、この13億6,603万円もの多額な交付税が加算されているが、庁舎統合になると、庁舎がなくなることによって、この額が大幅に減額されるのではないかなというふうに考えており、このことについても、今この段階で質問をしたいというふうに思っておりましたが、さきに答弁があつたように思えるところでございます。

しかしながら、今現在ということではなしに、統合時における基準財政需要額の加算額というものは、32年というふうな目途のもとに、どれだけと見ておられるのかというふうなことについてお伺いをいたします

○議長（才川昌一議員） 齊藤市長政策部長。

〔齊藤宗人市長政策部長登壇〕

○市長政策部長（齊藤宗人） 統合庁舎を進めることにより、これまで基準財政需要額に加算されていた旧町村役場、すなわち各行政センターに要する経費の取り扱いですが、この加算措置は、分庁舎という建物に対して加算されるもの

ではございません。8つの庁舎で業務を行っていることに対する加算ではなく、概念的には、合併前の旧市町村単位での住民サービスの維持向上、コミュニティーの維持管理や災害対応等に重要な役割を果たしていることに着目し、基準財政需要額に必要な経費が加算されることとなったものであります。

これは、平成の合併により市町村の面積が拡大するなど市町村の姿が大きく変化し、特に合併した市町村は、合併しなかった市町村に比べて、人口や面積などの条件が同じでも、やはり行政コストがかかるということで、支所の有無にかかわらず、一本算定に支所に要する経費という加算が加わつたものでございます。

したがって、先ほどの質問でご説明申し上げたとおり、庁舎再編により統合庁舎となった場合であっても、これまでと同じように支所経費が措置されることとなっております。

このように、現行制度では、普通交付税の算定上、基準財政需要額に加算される額は、統合庁舎や分庁舎といった建物の数そのものをもって変わるものではなく、また現在の分庁舎方式から統合庁舎になることで、普通交付税における算定が不利になることもないこととなっております。

○議長（才川昌一議員） 向川議員。

○17番（向川静孝議員） ちょっと今の理屈が私にはよくのみ込めないわけでございますけれども、今答弁がありましたように、基準財政需要額の加算につきましては、合併団体支所が住民サービスの維持向上、そしてコミュニティーの維持管理や災害対応等に重要な役割を果たしていることに着目して、当該支所に要する経費を交付税の算定に反映するものであり、旧市町村の役場を支所とみなして、旧市町村ごとに算

定をするということでございます。本所が存在する旧市町村役場は除くということで、そのことも今福野庁舎についてはないよというふうなことが、この中のことなのかなというふうに理解はいたしております。

標準的な支所の経費、そしてまた所管区域の人口の多寡による補正、そして本所からの距離の遠さによる補正、これらによりまして算出をされているというふうに私も認識をいたしております。

おおむねのところの基準とする額につきましては、所管区域の人口が約8,000人、そしてまた本所からの距離が16キロの支所で、約2億4,000万ぐらいになるというふうな、こんなような算定の金額になっているということも示されているところでございます。

そういうふうな実態を鑑みると、本当に今の答弁にあります、一つになっても全然変わらないぞというふうなことについては、私の現段階では理解がしがたいというふうに考えます。このことにつきまして、もう一度、ちょっとわかりやすく、どうして変わらない、そんないい、うまい話があるのかいというふうな思いを正直今持っているところでございます。議長の許可をいただけるなら、関連質問として、わかりやすい答弁をお願いしたいと思います。

○議長(才川昌一議員) 齊藤市長政策部長。

[齊藤宗人市長政策部長登壇]

○市長政策部長(齊藤宗人) 実際に、これは今言われたような計算方法でございますけれども、合併して、それぞれにいわゆる支所がなくなったところについても、今と同じような計算で交付されています。加算がされています。

ですから、そこに計算式としましては、合併前に、今いわゆる行政センター的なものがあっ

て、旧の市町村役場があって、それが合併後、使われなくなったとしても、そこにそういう一地域のコミュニティーなりそういったものを維持していくことが、新しい合併市を存続していくのに非常に有効であるということに鑑みて、そういった単位の建物がなくても、そういうエリア、エリアに係る経費が、一般的に、普通に、前から一つの市町村としてあったところと同じ大きさ、同じ人口であっても、そういうところは経費がかかるということ、総務省のほうで、これは平成25年からそういうふうな制度が加算されたわけでございます。初めからあったわけではございません。

そういう実態が総務省のほうで明らかになったということで、普通交付税において、3カ年かけて段階的にそういう加算措置がなされ、それは一本算定に加わったんです。

ですから、一本算定に加わったということは、今後、私らの場合は、31年までの優遇措置であります。32年以降もそういう実態の中で、現行制度では、そういったものが加算され続けると、要は、そこに支所があろうがなかろうが、そういったものが加算されて計算されるという計算方式が変わったということでございます。

○議長(才川昌一議員) 向川議員。

○17番(向川静孝議員) 山本議員への答弁の中に、職員の人件費及び支所の維持管理費相当分として9億6,761万円というふうな数字が上がっております。そういったことも今の説明でどう理解すればいいのか、この中に人件費及び支所の維持管理相当分ということで上がっておりますけれども、支所がなくなった、もしくはそれに類することになったというふうなことで、この9億6,761万円、これはずっと存続されるというふうな理解でよろしいですか。

○議長(才川昌一議員) 齊藤市長政策部長。

〔齊藤宗人市長政策部長登壇〕

○市長政策部長(齊藤宗人) 今ほど言われました数値というのは、標準的に計算しておる国のほうで、一個一個南砺市の場合を積み上げて出てきたものではございません。国のほうで今、制度が変わったときに算定するに当たって、先ほど言われた標準的な旧町役場、あるいは旧町村の単位ごとに、人口とそれと支所と本所の距離とかいう補正計数を掛ける標準的なものとして、そのエリアにおける人件費というのは、行政センターの人件費ではございません。そのエリアにおけるいろんな公共施設に係る、そういったものに関するものを、いわゆる支所に係る職員人件費及び支所の維持管理経費「相当分」という、そういう言い方で標準的な金額を出して算出されたものでございますので、その考え方は、単位、28年と29年で若干数字は毎年少し動いてはおりますが、そんな大きな数値の変化はことしもございませんでした。

ですから、そういう計算方式は、今のところ変わっておりませんし、今後も変わらないというふうに考えておるところでございます。

○議長(才川昌一議員) 向川議員、同じ論点で話をされるんだったら、これで終わってください。

向川議員。

○17番(向川静孝議員) またこのことについては勉強をさせていただきたいというふうに思っております。

次の質問に入ります。

福光庁舎を統合するとなると、福野庁舎の3階にコンピュータールームがありまして、南砺市の頭脳をつかさどる主なサーバーや、井波・城端の関係部局におきましてもサーバーが設置

されております。これもいずれ移動することになると思っておりますけれども、またそれ以外に、福野行政センターに各庁舎への電話内線機能、そんなこともあるやに聞いております。

庁舎統合になりますと、このようなさまざまなソフト部分にも移動等の経費がかかると予測がされるところでございます。改修費などのハードの部分は、今まで十分いろんな話を聞いておりますけれども、統合に係る機能やソフトはどのようなものがあって、そしてまた移設等の経費につきましてはどれくらいかかるのかお伺いをいたします。

○議長(才川昌一議員) 上口市長政策部担当部長。

〔上口長博市長政策部担当部長登壇〕

○市長政策部担当部長(上口長博) 庁舎の統合に伴い、総合行政情報システムのサーバーなどのコンピューター機器の移設が場合によっては必要となります。これまでの資料でお示ししている庁舎再編に係る費用の比較試算の段階では、どの庁舎活用案の場合でも必要となることから、算入はしておりません。現時点では、移設の費用の算出は行っておりません。

サーバーのほかに光ケーブルや防災無線の設備なども移設の対象となりますし、引っ越しに係る費用も発生しますが、行政センターの位置等も含めて、実際の方向性が決まった段階で詳細な積算を行いたいと考えております。

○議長(才川昌一議員) 向川議員。

○17番(向川静孝議員) 次の質問に入ります。

市長は、現段階で、福光庁舎を活用した統合がベストと考えていると述べられ、福光に統合するに当たっては、昭和54年に建てられ、築38年を経過した福光庁舎の別館の耐震工事などの改築や職員駐車場の確保に現段階で10億近い初

期投資が必要とされています。

福光庁舎案では、初期投資を抑えることで将来世代に負担を残さないと主張されている市長の考えとはいささか違うのではないかなというふうに思います。また、本当に10億で済むのか、初期投資の信憑性についてもお伺いをいたします。

人口減少による職員の減少で、早晚大きな庁舎は必要でなくなるよというふうなこと、そしてまた情報社会の進展や国・近隣市を取り巻く地域社会情勢の変化が急速に今後進むことを鑑み、今、庁舎に新たな投資をすることは無駄な投資につながるとともに、公共施設再編の原則に沿わない負の財産を抱えることになるというふうに思っております。

ことし10月に開催されました福野と井波の地域審議会の意見として出てきておりましたが、現時点で急いで1庁舎に絞る必要はなく、福光と福野をしばらく併用して使用しながら協議を進めるべきである。なお、2庁舎とも改修せず、初期投資に金をかけない。この案がまさに市長の初期投資を抑える理想がかなえられる庁舎統合案であり、市民も納得する再編だと思いますが、考えをお聞かせください。

○議長（才川昌一議員） 田中市長。

〔田中幹夫市長登壇〕

○市長（田中幹夫） 統合庁舎再編につきましては、いろんな議論を今まで積み重ねてまいりました。

市民の代弁者としての質問だということですが、振り返ってみますと、平成27年にアンケート調査をして、6割の皆さんが庁舎は一つのほうがいいのではないかなというところからも、いろいろと市民の皆さんの意見を聞いてまいりました。また、ここへきて議会の

皆さんとも、数回もしくは全員協議会で議論を重ねてきたわけでありまして。

10月に議会の総意の要望提言をいただいて、そして、その中で我々の案といたしますか、今のベストということを発表したわけでありまして、突然市長が変なことを言ったというような見解ではちょっとおかしいなというような思いがあります。しかしながら、我々は、やはりいろんな議論を深めながら、これからも取り組んでいかなければなりませんし、今質問をされていることについてもしっかりとお答えをさせていただきたいと思っております。

これまで申し上げましたように、統合庁舎の問題につきましては、まずは市民の利便性を高めることや緊急時に関係部署が素早く連携を図りやすくすることによる危機管理体制の強化、事務の効率化による行政コストの縮減、そして公共施設再編による将来世代の負担軽減ということで、この4つの目的を達成するためには、1庁舎に統合することが最善のあり方であると考えております。

したがって、これまでの資料でお示ししている初期投資の費用は、1庁舎体制を念頭に置いたものとなっております。議員ご指摘の複数の庁舎体制とする場合の初期費用と比較しての考えではございませんが、ご理解をいただきたいと思います。

また、ご質問の初期投資に係る費用につきましては、想定される改修工事、駐車場整備を現時点での単価によって見積もった試算ではありますが、一定の信憑性はあるものと思っております。しかしながら、実行に当たりましては、現在の想定と違ったさまざまな情勢の変化により変動することも想定すべきであると考えております。

そもそも、2庁舎の併用は、市民の皆様の利活用向上や事務の効率化など、庁舎統合の目的が達せられないことからすると、未来を見据えた判断を先送りすることになり、決して市民全体のことを考えた方法ではないと感じております。

そのほか、以前、仮に2庁舎を活用した場合の費用比較についての資料を議会の皆様方にもお示しをさせていただきました。2庁舎体制の期間を経て、最終的に1庁舎体制とする場合は、統合先となる庁舎の改修費が必ず必要となるということであり、かかる経費に変わりはないことをご理解いただきたいと思っております。

また、今後、いずれの庁舎を活用するにせよ、大小の改修費用等が必要となってきます。その庁舎関係に係る費用を1庁舎に集中するほうが、長い目で見ると経済的であるというふうに考えます。

○議長(才川昌一議員) 向川議員。

○17番(向川静孝議員) ぜひ初期投資を抑えるという観点から見た2庁舎体制というものも視野に入れながら、市長の申されます初期投資を抑えるということについて推考をしていただきたいというふうな思いを持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、2つ目の論点、まちづくりの視点に立った統合庁舎再編につきまして質問をさせていただきます。

統合庁舎の場所が決まらなるとまちづくりの議論に拡大しない。まず、統合庁舎を決定してから、その後で庁舎がなくなる地域のにぎわいづくりとして、現庁舎の活用や更地にした場合の跡地の活用を考えるとの市長の考えが示されているところであります。

しかし、公共施設の再編や行政センターのあ

り方を含めたまちづくり構想を市民にまず示さなければ、公共施設再編の中でも特に関心の高い庁舎統合に対する理解が得られないのではないかなと思っております。まちづくりの一環として庁舎統合があることを再認識され、庁舎再編を進めていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長(才川昌一議員) 田中市長。

[田中幹夫市長登壇]

○市長(田中幹夫) きょう、古軸議員さんのグラウンドデザインを示せということ、それと将来を見据えたまちづくりを提示しなさいということと関連がございますけれども、まず、私がこのたび庁舎統合の考えをお示しするということに至ったのは、当然、市民の皆様方へ市の考えをお示しして、地域審議会等にご意見を賜りたいという思いと統合庁舎の方向性を示すことで、逆に言うと、本当にまちづくりについて議論が深まるんではないかというふうに期待したからでございます。

依然として人口減少が進んでいきます。これから、今までどおりの中で、新たなまちづくりをどう考えていくかということも大変重要でございますし、今、我々の地方創生ということの中で、より人口減少の中で、財政的にも、またさまざまな行財政改革を進める中で、どういう地域づくりをしていくかということになりますと、やはり公共施設再編、庁舎の統合、いろんなことを絡めながら、それぞれの地域での課題を解決する、そういうまちづくりを、やはりお互い、市は提言したり提示をしなければなりません、市民の皆さんも主体となって考えていただけるような、そういう場をやはりぜひつくっていただいて、今後しっかりと議論をさせていただきたいという思いが強いわけございま

す。そういった中で、これからも本当に市民の皆さんと、それぞれの地域において具体的な議論が深まることを私は望んでおります。

現段階でのベストな考え方ということでございますが、全ての方の同意を得ることは非常に難しいわけでありますが、これからも、何度も申し上げますが、丁寧に説明をし、またランドデザイン、未来を見据えたまちづくりをお示しもし、また提案もいただきながら、やはり進めていかなければならない、そして理解をできるだけ広げていかなければならないというふうに思っています。

統合庁舎につきましては、まちづくりの一環といえ一環なんだろうと思いますが、やはり市民の皆様の利便性を高めるということも重要なことでございますし、先ほどから4つの行政コストとか負担軽減だとか危機管理とか、いろんな話をしておりますが、そういったことも大きな目的の一つだというふうに思います。

当然、市民サービスの低下にならないように、行政センターのあり方とまた統合庁舎とのやりとりの問題、そういったことも詰めていかなければなりません。当然、分庁舎もしくは跡地の活用策もさらにすばらしい案が出てくる可能性もあるわけでありますので、公共施設再編計画とともに、整合性を保ちながら、これからのまちづくりの方向性を理解いただけるならば、ぜひ皆さんとともに検討してつくっていく仕組みづくりを先に進めていきたいと思っています。

○議長(才川昌一議員) 向川議員。

○17番(向川静孝議員) まず、なぜこのようなことをお願いするかということでございますけれども、一番やっぱり問題なのは、今、庁舎の再編ばかりが先行し、それ以外のまちづくりというふうなことがないままでは、地域の住民

の方々が大変不安に思っておられる、そういうことをひしひしと感じるからでございます。

分庁舎がなくなることによって、まちの中のにぎわいの創出や衰退につきまして、本当に市民の皆様が心配していらっしゃるということから、庁舎を決めてからまちづくりを考えるのではなく、まちづくりを示し、理解を得ないと不安は払拭しないというふうなことから、今このようなことを強く申し上げておるわけございまして、今、田中市長もおっしゃいましたけれども、ひとつ十分そのことに配慮しながら進めていただきたいなというふうに、改めて申し入れをさせていただきたいと思っております。

それでは、3つ目の論点でございます。3つ目は、防災の視点に立った統合庁舎再編について質問をさせていただきます。

ことし6月に改正されました水防法の一部を改正する法律では、想定し得る最大規模により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域に指定することになっております。

ことしの10月から11月にかけて地域審議会や市民説明会が開催されてまいりましたけれども、その中で説明では、現在の4庁舎は、洪水・土砂災害想定区域外であると説明がされております。この水防法改正の基準の浸水想定区域に基づいてこのように書いてあるのか、まず確認をさせていただきます。

○議長(才川昌一議員) 上口市長政策部担当部長。

〔上口長博市長政策部担当部長登壇〕

○市長政策部担当部長(上口長博) ことしの10月から11月にかけて開催した地域審議会や市民の皆様との意見交換会で説明した洪水・土砂災害想定区域とは、現時点の浸水想定区域と土砂

災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のことを指しております。

○議長(才川昌一議員) 向川議員。

○17番(向川静孝議員) 現在ということであれば、今ほど私がお示しをさせていただきました水防法の一部を改正する法律に基づいた浸水想定区域ではないというふうなことでの答弁であったというふうに再度確認をさせていただきたいと思います。

これにつきましては、今たしか作成中かどうかということも伺っておりますし、県の管轄地域によります南砺市の河川、すなわち小矢部川河川、そしてまた山田川、旅川河川につきまして今策定中ということもありまして、できるだけ早く策定がされ、そしてまた私どもにも示させていただきたいなというふうに思っております。後ほどまた言いますけれども。

次に、改正水防法に基づく浸水想定区域図のハザードマップはいつでき上るのか、そしてまた市民にいつ公表する予定なのかというようなこと、今ほど言いましたけれども、そんなようなこと、そしてまた現在策定中の業務継続計画にどのように盛り込まれるのか、改めてお伺いいたします。

○議長(才川昌一議員) 齊藤市長政策部長。

[齊藤宗人市長政策部長登壇]

○市長政策部長(齊藤宗人) 市内の一級河川を管理しております砺波土木センターに確認したところ、現在、県において洪水浸水想定区域図を見直す委託業務を実施されており、平成29年度内に完成する予定と聞いております。

市民の皆様には、来年3月ごろに予定されている県の公表後に、市で国の防災安全交付金事業を活用し、洪水ハザードマップ改正版を作成するとともに、流域の関係住民の皆様方への配

布を予定しております。

なお、現在策定中の業務継続計画は、市で最も大きな被害、そして広範囲にわたる被害が想定される地震を想定したものであり、庁舎の被災や一部の職員が登庁できないことなどを前提に、市の業務を継続していく体制を計画するものでございます。浸水を想定した風水害編につきましては、来年度に計画策定を予定しているところでございます。

○議長(才川昌一議員) 向川議員。

○17番(向川静孝議員) 次の質問に入りますけれども、11月7日の市民との意見交換会において、市長の説明資料の防災面での考え方として、災害は必ず起きるものとして考えるべき今日においては、庁舎が被災してしまった場合に、どうやってその後の災害対応を行うのかのほうに重要だと考えておりますとの部長説明がありました。しかし、庁舎が被災して、庁舎としての機能が失われた場合、危機管理の拠点としての機能や緊急を要する災害復旧の対応に大きな支障が生ずることは明かであります。

市民の災害時の安全を確保するためには、まず災害等の危機管理の拠点としての庁舎が安全でなければ、その役割を果たすことはできません。今さら言うわけでもありませんけれども、このことは重要なことでございます。

洪水に対しては、改正水防法の浸水想定区域に基づいた災害の拠点として、安全な庁舎であることが統合庁舎として必須条件であると思っております。まず、浸水想定区域が示されるのを待って、それをもとに十分な検討を重ねるべきであると考えますが、考えをお伺いいたします。

○議長(才川昌一議員) 上口市長政策部担当部長。



〔上口長博市長政策部担当部長登壇〕

○市長政策部担当部長（上口長博） これまで何度も申し上げておりますが、全ての庁舎は耐震化されており、また、現時点の浸水想定区域と土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域にかかっていないことを確認しております。

水防法の改正に係る国の考え方に、「施設では防ぎ切れない大洪水は必ず発生するもの、意識を抜本的に転換し、逃げおくれゼロ、社会経済被害の最小化を実現する」というふうに書いてあります。また、近年の全国各地で頻発している洪水等の水害や発見されていない断層帯が引き起こす大規模地震を考えると、どこなら絶対に安全だという判断はできないというふうに考えております。

そのようなことから考えると、浸水想定区域が示されることの有無にかかわらず、市内のどこに庁舎があろうと絶対に被災しないとは限らないことを強く意識し、業務継続計画の策定やそれらに基づく訓練、整備を進めてきた情報通信設備の確実な運用などを行うことで万が一に備えておくことが、これまで防災面でさまざまなご意見を伺った中においても最も重要であるというふうに考えております。

○議長（才川昌一議員） 向川議員。

○17番（向川静孝議員） 災害の後の対応については十分に認識をいたしております。しかしながら、少しでも安全な場所に庁舎を建てるといようなことは重要な課題でもあるというふうに考えます。万が一にも、浸水想定区域が公表される前に庁舎が決定されるようなことがありますと、市民の疑惑を招き、地域間の亀裂が深まることになるのではないかとこのように大変危機感を感じております。このことがないように強く要望をいたします。

次に、統合位置や時期の視点に立った統合庁舎の再編について質問をいたします。

ことしの10月から11月にかけての地域審議会や市民の意見交換会の意見として、「2庁舎併用」「時期尚早」「地域疲弊」などのさまざまな意見が出ていることに対する市の考え方として、11月13日の全員協議会に提出の資料に次のような内容が示されております。

「1つ、庁舎がなくなることへの不安がそれぞれの地域の中で存在していると感じている。2つ、不安が解消され、将来への希望が生まれないと、なかなかこの庁舎問題は解決していかない。3つ、今後、不要となる庁舎や取り壊した場合の跡地活用、公共施設再編、行政センターのあり方など、地域ごとの魅力・特徴を生かした新たなまちづくりやにぎわいづくり、将来の姿を地域の方々と十分議論して進めていきたいと考えている」と明記されています。

今後は、この考えを遵守され、十分な議論をして、平成32年4月を目標に統合したいとの市長の考えを固持することなく、市民の不安の解消に努めて、慎重に進めていただきたいと思いますが、考えをお聞かせください。

○議長（才川昌一議員） 田中市長。

〔田中幹夫市長登壇〕

○市長（田中幹夫） 平成32年4月でございますが、目標として設定させていただきました。

新市合併まちづくり計画、まさにこの分庁舎方式が明記されている計画でございますが、その計画が31年度で終了するという事、また南砺市総合計画後期基本計画（改定版）が同じく31年度で終了するという事でございます。新たな時代に向かって進む重要な時期であります。また、合併特例債などの合併の優遇措置も同じく31年度末で終了いたします。

行財政運営の合理化、また効率化が待ったなしの状態でございます。当然、公共施設再編計画の次の前期の時期も来るわけでありますので、さまざまな計画の中で、やはり32年4月ということを目指したいというのが私の考えでございます。自分自身の任期ということもあつたり、我々が選挙の前に、今回の次の時期に統合庁舎をしっかりと進めたいという思いもお伝えしてきた、そういう責任もやはり果たしたいなというふうな思いから目標とさせていただいたわけでございます。

先ほどからも申し上げておりますが、市民の皆様が理解が広がりますように、市民の皆さんの不安解消にむけて、丁寧に説明、説明ということよりも、本当に地域をどうつくっていくのかということ、やはり議論をまずはスタートさせていただいて、しっかりとこの統合庁舎とまちづくり、さまざまな観点でのそれぞれの地域の未来を見据えた計画をつくらせていただきたいというふうに思っております。

○議長(才川昌一議員) 向川議員。

○17番(向川静孝議員) 今ほど、考えをお示しいただきましたけれども、平成32年4月の庁舎統合に向けた作業を優先することなく、市民合意が得られるまで庁舎統合に向けた作業に着手しないように、改めて要望しておきます。

最後に、一体感の醸成を重視した庁舎統合について質問をさせていただきます。

南砺市が誕生して13年が過ぎました。溝口前市長が一番大切にしていたのが一体感の醸成でございました。しかしながら、このたびの統合庁舎の議論には、進め方や突然の市長発言に納得できないとの市民の声も多く、このままでは地域間の亀裂が生まれ、今まで培ってきた一体感の醸成にひびが入ることになりかねません。

統合庁舎については、市議会の提案・要望に「既存施設を有効活用し、1庁舎の方向で」と明記しています。いずれは1庁舎に統合することについて否定するものではありません。

しかしながら、現時点においてさまざまな意見がある中で、これ以上亀裂を深めないために、福光・福野の2庁舎を併用しながら十分な議論を続け、市民の理解を得ることによって一体感の醸成を深めていくことが今一番考えなければならない重要なことだと感じています。最後に、市長の考えをお伺いいたします。

○議長(才川昌一議員) 田中市長。

〔田中幹夫市長登壇〕

○市長(田中幹夫) 先ほどから私の考えも申し上げておりますけれども、合併時に策定されました新市合併まちづくり計画にのっとりまして、4つの旧町とそして4つの村が合併したこの南砺市でございます。一体感を醸成し、そして公平性を持って、本当にすばらしい市民の皆様が地域の力でここまで成長してきたということに関しましては、当然、先人の皆様方に敬意を表する次第でございます。

その中で、4つの町の庁舎を活用する分庁舎方式をとって13年がたちました。その中で、合併した時点でのさまざまな課題、そして13年間、この分庁舎方式でやってきたときの課題だとか、いろんなことをアンケート調査も含めて市民の皆様に関わりながら、ここまでやってきたということでございます。

地域の枠にとらわれた考えが残っているというようにも、いろんなどころではあるわけですが、それをより大きな南砺市の合併したメリットをやっぱり発信をしていくということこそが大変重要だということも考えております。

市民の皆さん、市民の皆さんという質問がたくさん来るわけですが、市民の皆さんの中でもいろんなご意見があるということもぜひご理解をいただいて、高所からの議員の皆様方の判断、またいろんなところでのお話をさせていただきたいなというふうに思っておる次第でございます。

何をどうあっても、13年が長い、短い、15年が長い、短い、20年ならいいということはなかなか難しいと思いますけれども、それぞれの地域のいいところをさらに伸ばして、そして補完し合って、それでこそ、やはり理解度を深めながら取り組んでいくということが大変重要であります。

できるだけ我々、市民に選ばれた者として、亀裂が入るとか入らないとかでなくて、その亀裂をどう結んでいくか、もっともっときずなを強くしていくかということへやはり進んでいかなければならないというふうに思っております。そういったことを今後、我々もしっかりと取り組んでいくということをお約束させていただきたいなというふうに思っておる次第でございます。

2庁舎併用というお話が先ほどから出ておりますけれども、当然、今後いろんな意味で、また同じようなことが先延ばしになるようなこともあるだろうと思っておりますので、今回、いろんな意味で広い範囲で議論を深めながら、やはりしっかりと取り組んでいかなければならないということでございます。

最後に申し上げますけれども、一体感の醸成というのは、さらにこれからお互いのきずなを深めて、そしていいところを伸ばしながら、逆にいろいろな地域の課題を克服し合いながら、支え合いながら取り組んでいくということ、そ

ういったことのまちづくりを進めていきたいと、このように思います。

○議長(才川昌一議員) 向川議員。

○17番(向川静孝議員) これまで発言に基づいた質問は以上でございますけれども、人口減少、そしてまた少子高齢化、南砺市におきまして地方創生や公共施設再編など、さまざまな課題がある中で、市民が一丸となって問題解決に取り組まなければなりません。市民が問題意識を共有し、同じ方向を向いて総力を結集し、未来の南砺市を築き上げることを今一番考えなければならぬ重要な時期であると私も認識をいたしております。市民の一体感の醸成なくして、南砺市の豊かな未来をつくることはできないと感じております。

今後は、今までの経緯と今回の答弁、そしてまた市長からのいろいろな考えも伺わせていただきました。そういった内容を踏まえまして、地域の自治会や諸団体等の皆様にご意見を伺いながら、それぞれ諸会合におきまして、そういったものを独自に開催し、庁舎に対する考えを集約した上で、再度、定例議会等で市民に見える化を図りながら、市民の代表として、しっかりと議論をさせていただきたいと考えております。

市長におかれましても、民意を無視し、拙速に庁舎の再編の市長の考えを実行に移されることがないように最後に強く申し入れをし、質問を終わります。

○議長(才川昌一議員) これをもって市政一般に対する質問並びに提出議案に対する質疑を終了いたします。